

警ら用無線自動車等への車両識別標識の表示について（例規）

最終改正 令和3.3.8 例規通指・装第6号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、警察用航空機と警察車両との相互の機動力の連携をより緊密にして、街頭における警察活動をより効率的かつ効果的に推進するため、警ら用無線自動車等警察車両の車両識別の表示（以下「識別標識」という。）を下記により、平成2年4月20日から実施することとしたから、実効の挙がるよう努められたい。

記

第1 対象車両

識別標識の対象車両は、原則として警ら用無線自動車（小型警ら車を除く。）、移動交番車、交通取締用四輪車及び捜査用四輪車（以下「対象車両」という。）とする。

第2 識別標識の規格等

1 規格

識別標識は、高度300メートルの上空から肉眼で視認可能な大きさ（一文字の大きさ縦60センチメートル、横30センチメートル、太さ10センチメートル）とし、字体はゴシック体とする。

なお、その表示要領は、次の2で定めるとおりとする。

2 表示要領

(1) 表示方式

識別標識の表示方式は、次によるものとする。

ア 警ら用無線自動車、移動交番車及び交通取締用四輪車（いわゆる覆面パトカーを除く。）については、別記の識別標識の基準に従い、黒色の吹付塗装により行うものとする。

イ 前記アに掲げる交通取締用四輪車以外の交通取締用四輪車については、前記アに準じて黒色吹付塗装により表示した白色マグネットシートの識別標識を別記の識別標識の基準に従い、磁石による着脱式により行うものとする。

ウ 捜査用四輪車については、前記イと同様の要領により、行うものとする。

エ 前記イ及びウに掲げる車両の識別標識は、必要の都度、これを装着するものとし、当該識別標識の保管及び管理は、次により行うものとする。

(ア) 前記イに掲げる車両の識別標識については、交通機動隊

(イ) 前記ウに掲げる車両のうち警察本部の車両の識別標識については、機動捜査隊

(ウ) 前記ウに掲げる車両のうち警察署の車両の識別標識については、当該警察署

(2) 表示内容

識別標識の表示内容は、次によるものとする。

ア 警ら用無線自動車及び移動交番車については、所属番号（2桁の数字）と呼出名称の番号（1桁の数字）を合わせた3桁の数字で表示する。ただし、警察本部の車両については、呼出名称の番号（1桁又は2桁の数字）の上位に「0」を補充した3桁の数字で表示する。

イ 交通取締用四輪車については、アルファベットのKと2桁の数字を表示する。

ウ 捜査用四輪車については、アルファベットのAと2桁の数字を表示する。

エ 所属別及び車両別の識別標識の表示方法等の細部事項は、別に定める。

第3 識別標識一覧表の送付等

- 1 装備課長は、対象車両に識別標識を行った場合及び対象車両の配備替え等を行った場合は、その内容を地域部機動警ら課長（以下「機動警ら課長」という。）その他関係所属長に通報するものとする。
- 2 前記1により通報を受けた機動警ら課長は、前記第2の2の(1)のアに掲げる車両に係る識別標識一覧表（別紙）を作成の上、関係所属長に送付するものとする。
- 3 前記2により、識別標識一覧表の送付を受けた所属長は、署指令室等に常備するなどして、効果的な警察活動の推進に努めるものとする。
- 4 機動警ら課長は、対象車両の配備替え等により前記2の識別標識一覧表の内容に変更が生じた場合は、その都度、識別標識一覧表に必要な補正を加え関係所属長に通報するものとする。
- 5 前記第2の2の(1)のイ及びウに掲げる車両に係る識別標識を行った所属長は、その都度、機動警ら課長及び通信指令課長に通報するものとする。

第4 警察庁等への送付等

- 1 機動警ら課長は、識別標識一覧表を作成し、又は補正した場合は、警察庁生活安全局生活安全企画課長、近畿管区警察局広域調整部広域調整第一課長及び隣接府県警察本部地域担当課長に送付するものとする。
- 2 機動警ら課長は、隣接府県警察から識別標識一覧表の送付を受けたときは、当該識別標識一覧表を通信指令課長に送付するとともに、警察用航空機に常備すること。

第5 その他

識別標識の表示は、別に定めるところにより、逐次、装備課（自動車整備工場）において実施する。

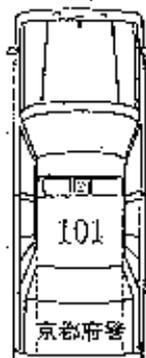
別記

識別標識の基準

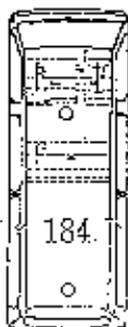
警ら用無線自動車



警ら用無線自動車

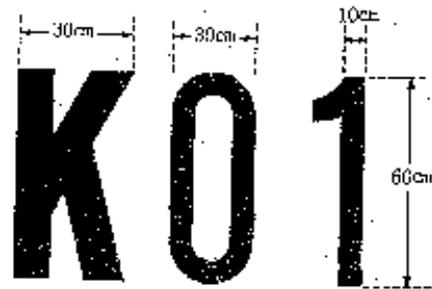
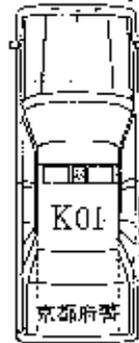


移動交番車

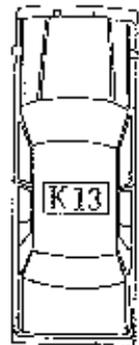


識別標識の基準

交通取締用出発車（白黒）



交通取締用四輪車（夏版）



捜査用四輪車

